

信頼される政府統計を目指して更なる統計改革を求める意見書

毎月勤労統計及び賃金構造基本統計に係る不適切な調査は、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜させる結果となった。特に毎月勤労統計調査に係る不正調査案件では、雇用保険や労災保険等について平成16年以降過少給付を行っていたため、延べ約2千万人の国民に経済的損失を与えることになり、一日も早い追加給付が求められている。

これらの事態を受け、厚生労働省では「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」の検証作業や総務省行政評価局による賃金構造基本統計調査に関する調査・検証作業が行われ、さらに総務省の「統計委員会」による政府統計に係る一斉点検が開始され、各報告書に基づいた担当行政官の処分等が行われたが、今もなお国民の疑念は払拭されていない。この政府統計に対する国民の信頼失墜は政府に対する不信につながるため、さらなる徹底的な点検及び検証作業や具体的な再発防止策を明確にすべきである。

政府は、平成27年から統計改革に取り組んでおり、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進し改革が進められた結果、今回の事案が浮かび上がったとも考えられるが、現在指定されている56の基幹統計のうち23統計には何らかの問題が指摘される事態となっている。

統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計とするためには、更なる改革が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
- 2 統計委員会の位置づけや分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。
- 3 統計に係る予算や人材について見直しを行うこと。
- 4 統計に係るガバナンスとコンプライアンスの在り方についての見直しを行うこと。
- 5 必要に応じて法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
総務大臣
厚生労働大臣

福島県会議長 吉田栄光